

平成二十九年四月二十四日提出
質問第二五九号

幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

幼稚園児や小学生等に教育勅語を朗読させる教育に関する質問主意書

本年四月七日の衆議院内閣委員会で、義家文部科学副大臣は、幼稚園など教育現場で子どもたちに教育勅語を朗読させることについて「教育基本法に反しない限りは問題のない行為である」と答弁している。

そもそも内閣としては、教育基本法に反しない形で、幼稚園児や小学生に教育現場で教育勅語を朗読させることが可能であるとお考えか。可能と考えるのか、不可能と考えるのか、内閣の見解を問う。仮に可能であるとすれば、具体的にどのような配慮をすれば可能となるのか。詳細にお示し願いたい。

今後、内閣として幼稚園や小学校、中学校で教育勅語を教えることを奨励する立場をとるのか。内閣の見解を問う。

また、内閣として、教育勅語のどの部分に現代に通じる価値があるとお考えか。曖昧にせず、見解をお示し願いたい。

右質問する。